２木広健福第375号

令和３年３月３日

　地域包括支援センター長　様

　居宅介護支援事業所長　様

木曽広域連合長　原　久仁男

（公印省略）

軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に関する取扱いについて（通知）

　日頃は当連合の介護保険事業の運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、軽度者に対する福祉用具貸与につきましては、これまでも数度の事務連絡においてお知らせしているところではございますが、今回改めて要領を定めた上で取扱いの手順をまとめ直しましたのでお知らせいたします。ご参照の上、今後の業務にご活用いただければ幸いです。

今後も適正な介護保険給付にご協力いただきますようお願いいたします。

〒399-6101　長野県木曽郡木曽町日義4898-37

木曽広域連合 健康福祉課

課長：開藤　担当：清水・下條

TEL：0264-23-1050 FAX：0264-23-1052

　E-mail：fukushi@kisoji.com

【軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に関する取扱い】

１．居宅サービス計画に軽度者に対する福祉用具貸与を位置付けることについて

はい

いいえ

想定する福祉用具貸与は以下のいずれかにあてはまる。

【要介護１～３の利用者に対する】

・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

【要介護１の利用者に対する】

・車いす及び車いす付属品

・特殊寝台及び特殊寝台付属品

・床ずれ防止用具及び体位変換器

・認知症老人徘徊感知機器

・移動用リフト

軽度者に対する

福祉用具貸与

通常の福祉用具貸与

利用者は、上記の（貸与）対象外種目について

利用可能であると厚生労働大臣が定める者ではないが、疾病その他の原因により一定の条件を満たしている。（【参考資料２及び４】参照）

利用可能であると厚生労働大臣が定める者であり、その状態像は基本調査の結果から判断できる。（【参考資料１】参照）

利用可能であると厚生労働大臣が定める者であるが、その状態像は基本調査の結果だけでは判断できない。（【参考資料１】※１参照）

ケアマネが基本調査結果から利用の要否を判断

（**報告書**を提出）

ケアマネが医師の意見やサービス担当者会議の内容を踏まえて利用の要否を判断

（**報告書**を提出）

ケアマネからの申請に応じて木曽広域連合が利用の要否を判断

（**申請書**を提出）

【参考資料１】介護支援専門員による判断の基準について

※１ 車いす、移動用リフトの一部（段差解消機）では、該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断します。（平成18 年介護報酬改定Ｑ＆Ａ、Vol.2、44）

※２ 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。【参考資料３】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者 | 厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果 |
| ア 車いす及び車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者  (一)日常的に歩行が困難な者  (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査１－７　「３．できない」  該当する基本調査結果なし ※１  →　居宅介護支援事業者等が判断 |
| イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者  (一)日常的に起きあがりが困難な者  (二)日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－４　「３．できない」  基本調査１－３　「３．できない」 |
| ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３　「３．できない」 |
| エ 認知症老人徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者  (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (二)移動において全介助を必要としない者 | 基本調査３－１　「１．調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外  又は  基本調査３－２～３－７のいずれか　「２．できない」  又は  基本調査３－８～４－15のいずれか　「１．ない」以外  その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。  基本調査２－２　「４．全介助」以外 |
| オ 移動用リフト（つり具の部分を除く） | 次のいずれかに該当する者  (一)日常的に起きあがりが困難な者  (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査１－８　「３．できない」  基本調査２－１　「３．一部介助」又は「４．全介助」  ※２  該当する基本調査結果なし ※１  →　居宅介護支援事業者等が判断 |
| カ 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者  (一)排便が全介助を必要とする者  (二)移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査２－６　「４．全介助」  基本調査２－１　「４．全介助」 |

【参考資料２】保険者による判断の基準について（平成12年３月１日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知より）

|  |
| --- |
| 次のⅰ)からⅲ)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。  ⅰ) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該に該当する者  （例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象）  ⅱ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者  （例　がん末期の急速な状態悪化）  ⅲ) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者  （例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）  注　括弧内の状態は、あくまでもⅰ)～ⅲ)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ)～ⅲ)の状態であると判断される場合もありうる。 |

【参考資料３】軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて（H19.3.30 厚生労働省老健局振興課事務連絡）より

|  |
| --- |
| 別添２  １（略）  ２ 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。  （答）認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。 |

【参考資料４】参考資料２の事例内容（概略）（H19.3.14 厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」より）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事例類型 | 必要となる福祉用具 | 事例内容（概略） |
| Ⅰ 状態の変化 | ・特殊寝台  ・床ずれ防止用具・体位変換器  ・移動用リフト | パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 |
| ・特殊寝台  ・床ずれ防止用具・体位変換器  ・移動用リフト | 重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 |
| Ⅱ 急性増悪 | ・特殊寝台  ・床ずれ防止用具・体位変換器  ・移動用リフト | 末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 |
| Ⅲ 医師禁忌 | ・特殊寝台 | 重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 |
| ・特殊寝台 | 重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 |
| ・特殊寝台 | 重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体をおこすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 |
| ・床ずれ防止用具・体位変換器 | 脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。 |
| ・移動用リフト | 人工股関節の術後で、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。 |

２．報告書及び申請書の提出について

【報告及び申請の目的】

・報告：介護支援専門員が下した判断について、介護給付適正化の観点から問題が無いか確認することを目的とします。

・申請：貸与に保険者の判断を要する事例について、介護支援専門員が適切な情報収集及び利用者の状態把握を行っているかを確認し、それをもって適切な判断を下すことを目的とします。

【報告書の作成】

軽度者に対して貸与する福祉用具の種目及び貸与の根拠とした利用者の状態像を記載します。

【申請書の作成】

軽度者に対して貸与したい福祉用具の種目及び【参考資料２】に該当する利用者の状態像を記載します。

【申請書の添付書類】

1. 利用者が【参考資料２】の状態に該当するという医師の医学的な所見（意見書、診断書、聞き取り記録等）
2. 利用者に当該福祉用具が特に必要であることがわかるサービス担当者会議の記録

を添付してください。

【報告書の添付書類】

・基本調査結果から判断した場合は、添付書類は不要です。

・基本調査結果から判断できない場合は、

1. 利用者の状態について主治の医師から得た情報（意見書、診断書、聞き取り記録等）
2. 福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議の記録

　を添付してください。

【申請書の提出】

作成した報告書、申請書及び添付書類は利用者の所在する町村の地域包括支援センターへ提出します。（木曽広域連合へは直接提出しないでください。）

【認定通知書の送付】

要介護認定の有効期間を限度として、申請に対する認定通知書を送付します。

【報告に問題がない旨の通知】

介護支援専門員が求める場合は、報告に問題が無い旨の通知を送付します。

３．地域包括支援センターの業務について

【報告書、申請書の受付】

報告書・申請書の記載に不備が無いかを確認してください。もし不備があった場合は差し戻し、該当部分を修正して再提出するよう求めてください。

【事情の確認】

添付書類がついている場合は、その内容と該当者について包括支援センターで把握している情報との間に齟齬がないかを確認してください。確認の結果として検討の不足や虚偽の記載等が見つかった場合は、その場で申請を却下することはせず、該当部分の問題が明らかになるような意見書を作成してください。

【報告書、申請書の送付】

受付印を押した報告書、申請書及び添付書類の原本を木曽広域連合へ送付し、コピーを保管してください。基本的には別途書類を添付する必要はありませんが、事情確認の際に問題があった場合は作成した意見書も添付してください。

【申請の認否】

木曽広域連合で申請の認否について判断を下し、認める場合には申請者に対して認定通知書を送付します。報告に対しては、介護支援専門員が求める場合のみ報告を追認する旨の通知を送付します。